

2008年3月6日

第2回 新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討
に係る有識者委員会

(3-3-3)

NGO共同提言の概要



国際環境NGO FoE Japan 清水 規子

E-mail: shimizu@foejapan.org

発表内容

1. **NGO提言書作成の背景**
2. **NGO提言書の構成**
3. **一部提言内容の解説(事例を基に)**

1. NGO提言書作成の背景

■作成団体・個人

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、原子力資料情報室、国際環境NGO FoE Japan、市民外交センター、メコン・ウォッチ等 *賛同団体10団体

■背景・目的

- ・90sからJBICが支援するプロジェクトを市民の立場からモニタリング。現地での環境社会影響の回避・緩和のために活動。

- ・現在のJBICのガイドライン策定にも深く関わり、策定後はその運用をモニタリング。

→このような経験をガイドラインの改訂に生かすこと

2. NGO提言書の構成

2. NGO提言書の構成

- ガイドライン第一部に関する提言
- ガイドライン第二部に関する提言
- 新たに取り組むべき課題
(現行ガイドラインに含まれていない分野に関する提言)
- JBICが行う調査の情報公開
- 案件事例(7案件)における課題と教訓

■ガイドライン第一部に関する提言

1. 環境レビュー中の案件の情報公開の範囲(★)
2. 情報公開の方法 (★)
3. ステークホルダーからの意見への対応
4. 融資決定後の情報公開
5. 異議申立て期間に関する情報公開
6. モニタリング報告書の公開
7. 環境社会配慮審査会の設置

■ガイドライン第二部に関する提言

8. 地域住民等との協議

9. 非自発的住民移転

- ・再取得価格による補償
- ・事前の補償 (★)
- ・移転・補償合意文書 (★)
- ・住民移転計画
- ・情報公開と協議 ・苦情処理メカニズム

10. 先住民族

- ・依拠すべき国際条約・宣言と基本原則
- ・自由で事前の十分な情報を得た上での合意
- ・先住民族への配慮に関する計画

11. 社会的合意の形成

- ・ステークホルダー分析 (★)
- ・ステークホルダーとの協議の記録

12. モニタリング報告書の公開

■新たに取り組むべき課題（現行ガイドラインに含まれていない分野に関する提言）

13. 原子力関連プロジェクト

- ・求められる要件
- ・協議と情報公開
- ・カテゴリ分類と環境チェックリスト
- ・第三者機関の設置

14. 歳入の透明性

- ・歳入の透明性に関する基本方針
- ・採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー
- ・政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開)

■JBICが行う調査の情報公開

15. 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開

16. 有償資金協力促進調査の情報公開

■ 案件事例(7案件)における課題と教訓

カシャガン油田開発事業(カザフスタン)・・・IFO、完全適用

ミンダナオ石炭火力発電所(フィリピン)・・・IFO、部分適用

サンロケ多目的ダム事業(フィリピン)・・・IFO、適用外

オリッサ州森林セクター開発事業(インド)・・・ODA、完全適用

スマラン総合水資源・洪水対策事業(インドネシア)・・・ODA、完全適用

パハン・セラングル導水事業(マレーシア)・・・ODA、適用外

南部ハイウェイ建設事業(スリランカ)・・・ODA、適用外

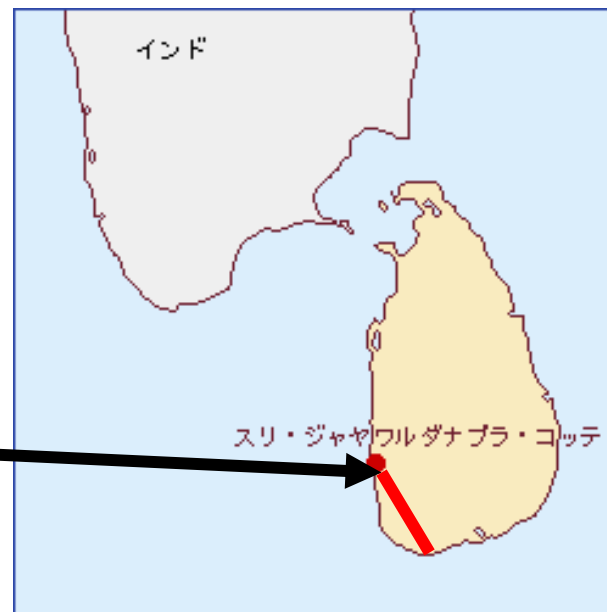
3. 一部提言内容の解説

提言1. 情報公開の範囲

現状: ガイドラインでは「環境アセスメント報告書等」を公開としているが、実際は現地で許認可された環境アセスメント報告書と環境許認可証明書のみ公開

事例: 南部ハイウェイ建設事業(スリランカ)

コロンボ近郊から南部の都市マタラまで約130kmの高速道路を建設



5,683世帯、20,340人が移転の対象となった。(2005年3月時点)移転・補償問題で大きな問題が起こった。* 現在はかなり改善

・2004年10月、住民移転計画書200冊を地方役場にて公開。

しかし、当時既に移転プロセスは開始されていた。多くの住民は、同事業の「補償政策」について知らされないまま事業者と補償交渉を行い、補償を受け取った。

→住民にとっては非常に不利な状況の下での補償交渉



・住民移転計画書も環境社会配慮上非常に重要な文書

・現地での公開は当然だが、周知のためには出来る限り広いアプローチ公開が必要

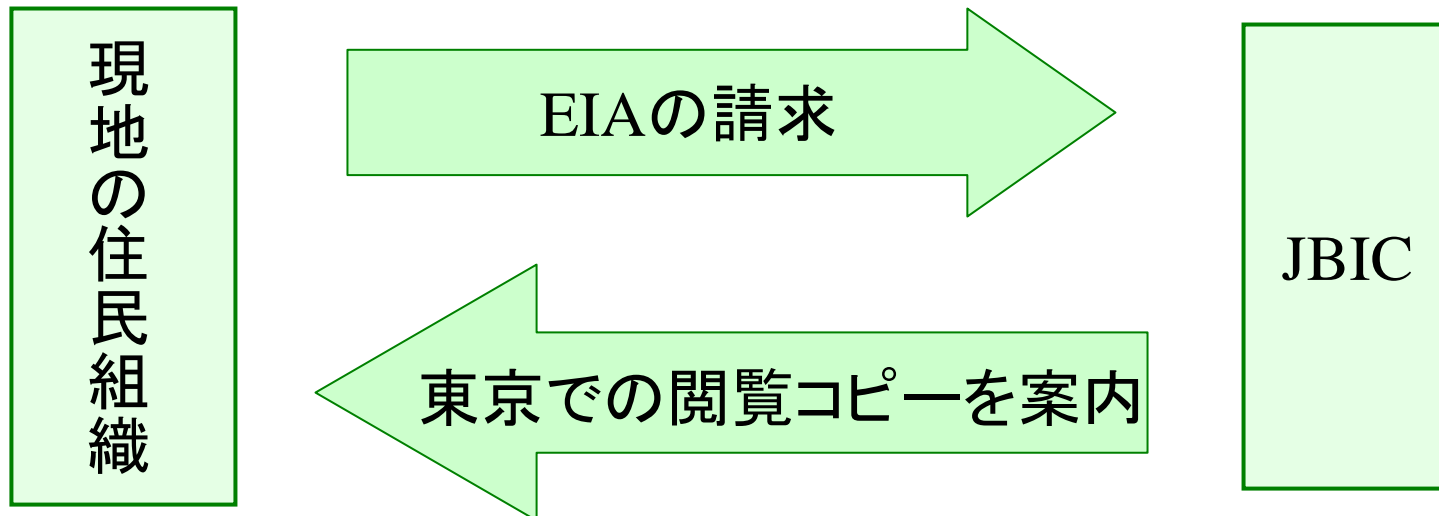
提言1: 環境アセスメント報告書以外の、住民移転計画書等の環境社会配慮上の主要な文書も公開すること。

提言2. 情報公開の方法

現状：

- 環境アセスメント報告書等、環境社会関連文書の公開方法については、特段規定はない。
- 現状は、東京のJBICの広報センターで公開

事例：プサンガン水力発電事業（インドネシア）



提言2: 環境社会配慮に関する主要な文書を、以下の方法で公開

ーウェブサイト上

ー本部及び実施国における新機関の現地事務所/在外公館での公開

ー要請に応じて、文書の写しを無償で交付・送付

提言 9.2 非自発的住民移転・事前の補償

現状： JBICのガイドライン「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が…適切な時期に与えられなければならない。」（下線は清水による）

事例：南部ハイウェイ建設事業（スリランカ）



移転したのに補償金を受け取っておらず、家が建てられない。

彼の移転先は立ち退き当時は更地（2004年）

提言9.2： 十分な補償及び支援策を、移転前に与える

提言9.3 非自発的住民移転・ 移転・補償合意文書

現状： JBICのガイドラインには、移転・補償合意文書を移転対象者に渡すことについては規定なし。

事例：パハン・セランゴール導水事業



ダムを建設し、45kmの導水トンネルでクアラルンプールに水供給する事業

先住民民族合計96世帯(520人)の移転を伴う。



先住民族の家



移転対象となっている先住民族

→合意はしたものの、合意書を受け取っていない。

後々、合意内容などが曖昧になり、混乱を招く。

提言9.2: 非自発的住民移転の対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解し、また合意書は対象者に渡されていること

提言11.1 ステークホルダー分析

現状：直接的に言及した既述なし。

事例：スマラン総合水資源・洪水対策事業（インドネシア）



インドネシア・スマラン市において、放水路・河川改修、排水整備、多目的ダムの建設



・EIAでは、事業によって影響を受ける村には、土地所有者と同数以上の農業労働者の存在が確認された。

・EIAにおいても住民移転計画書においても影響を受けるステークホルダーとみなされず、協議がされていなかった
(2007年9月時点)



現地の農業労働者

事例：パハン・セラシール導水事業（マレーシア）

- ・EIAでは、事業によって影響を受ける先住民族の中でもさらに少数からなる先住民族（チェウオン）の存在が認識されておらず、協議にも参加したことがない。
- ・そもそも先住民族が協議にほとんど参加できていない。以下は、協議に参加した先住民族の人数↓

2002年4月：3名

2006年8月：0名

2002年7月：1名

2007年3月：0名

2003年3月：2名

2007年7月：1名

2006年4月：1名

2008年2月：0名

提言11.1： ステークホルダーとの協議は、事業による直接・間接的影響住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえること